

2. 10

南海中学校区地域校舎協働会議 設置要綱

平成 25 年度から、活力にあふれた魅力ある地域づくりと、子どもたちの健やかな成長を育むための地域ぐるみの教育活動に取り組んできた『南海あったか会議』の精神を引き継いで、更に発展させるため南海中学校区地域校舎協働会議を立ち上げるにあたり、次の設置要綱を定める。

(設置)

第 1 条 活力にあふれた魅力ある地域づくりを更に進め、子どもたちの健やかな成長と豊かな郷土愛を育む地域ぐるみの教育活動に取り組むため、南海中校区地域校舎協働会議（以下会議という）を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 前条の目的を達するための会議の主な所掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域と校舎の協働による地域活動への取組み（文化継承・地域行事等）
- (2) 地域と校舎の協働による安心・安全な地域づくりへの取組み（防災等）
- (3) あったか応援団（校舎支援ボランティア）等による地域ぐるみの教育活動への取組み（校舎支援等）

第 3 条 会議は、次に定める委員によって構成し、組織する。

- 2 会長 1 名、副会長若干名を置く。委員の互選により会長を決定する。副会長は、会長が必要に応じて若干名を指名する。
- 3 会長は会議を代表し、会務を総理する。任期は 1 年間とするが再任は妨げない。
- 4 地域の委員はそれぞれの地域が推薦し、会長が委嘱する。校舎・関係機関の委員は所属長を、あったか応援団（校舎支援ボランティア）は団長を委員に充てる。委嘱期間は 1 年間とするが、委員の再任は妨げない。
- 5 委嘱期間内に欠員が生じた場合は、円滑な会議運営のために地域・校舎・関係機関の推薦のもと新たな委員を委嘱する。
- 6 委員の定数はとくに設けない。委員を加減する場合は会議で協議し決定する。

(会議)

第 4 条 会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、定例会（各学期に 1 回程度）を行う。
- 3 臨時に会議が必要なときは、会長が招集する。
- 4 その他特に必要なときは、会議内に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第5条 会議に関わる事務局は南海中学校内に置く。

2 会議全般にわたる庶務は、南海中学校の地域連携担当者が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年4月1日に改定する。

南海中校区地域校園協働会議【組織構想図】

